



5組織がモデル賞を受賞

12月18日（水）、岩手県民会館において担い手の育成や産地づくりの推進と生産者の経営意欲の喚起等を目的とした「いわて農林水産躍進大会」が県主催で開催され、その中で「岩手県農地・水・環境保全向上対策活動モデル賞」の表彰式が行われました。

今回が2回目となるモデル賞は、地域共同の力で農地や農業用水等の地域資源と農村環境を保全管理するため、全県のモデルとなる活動を行っている団体を、知事が表彰するものです。

表彰式では、県選出国會議員をはじめ多数の来賓の御臨席のもと行われ、知事から受賞団体へ賞状が手渡されました。

受賞団体	市町村
村上地域農地・水・環境保全組織	北上市
アイみどり保全隊活動組織	遠野市
御返地の大地とふれあう会	二戸市
帷子資源保全協議会	八幡平市
奥州市南都田地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	奥州市



【写真】

前列：平成25年度モデル賞受賞5組織の代表の皆様（左から村上、帷子、御返地、アイみどり、南都田）
後列：左から田山清 県地域協議会長、沼崎光宏 県農林水産部農村整備担当技監、伊藤栄悦 県農村建設課総括課長

日本型直接支払制度が平成26年度から始まります！

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援するため、日本型直接支払制度が平成26年度から始まります。

この制度は、多面的機能支払（農地維持支払と資源向上支払）、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援に区分されます。

現行の農地・水保全管理支払は、組替え・名称変更が行われ、多面的機能支払（資源向上支払）として地域資源（水路、農道、ため池等）の質的向上を図る活動が支援されることとなります。

活動交付金の早期執行を！

現行の農地・水保全管理支払に取り組んでいる組織は、新たな農地維持支払と資源向上支払に取り組むことができます。

これまでの農地・水保全管理支払（共同活動）について、国では一定の経過期間を設けることを検討していますが、今後の事務手続き等が不透明であり、新たに創設される日本型直接支払制度の手続きと各組織における事務が錯綜することも考えられますので、繰越金をなるべく少なくされるよう検討をお願いします。

日本型直接支払制度の概要

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づき実施します。

制度の全体像

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

創設

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

組替

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

※現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更します



水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援します。

現行制度維持



中山間地域（山口県長門市）

環境保全型農業直接支援

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

現行制度維持



カバークロープ（緑肥）の作付

※5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映します。

交付単価

国と地方公共団体の合計額

※交付単価については、国の予算案であり、本県においては未定。

（単位：円/10a）

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払※1、2 （共同活動）	①と②に取り組む場合	③資源向上支払 （長寿命化※3）	①、②及び③に取り組む場合※4
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※5	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、従来の農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。

※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

※4：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10aが上乘せされる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10aとなる。

※5：畑には樹園地を含む。

【お問い合わせ先】岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会事務局

（岩手県土地改良事業団体連合会内）〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1
TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260